第6_個人市民税・県民税給与支払報告書(総括表)関連帳票 C帳票レイアウト仕様書6

①給与支払報告書(総括表)紙給報事業者用

- · 1枚目
- ・データ印字出力項目 (ファイル名: a. 総括票. csv)
- 2枚目
- ・データ印字出力項目 (ファイル名: a. 総括票. csv)
- P1
- P2
- P3
- P4

②封筒 1 種類

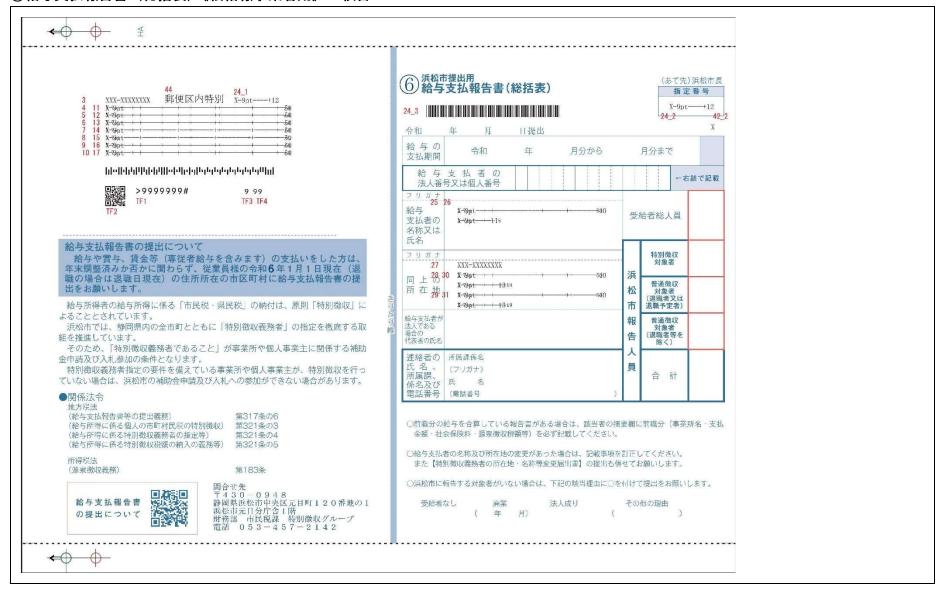
③お知らせチラシA

•表面/裏面

④お知らせチラシB

・表面/裏面

①給与支払報告書(総括表)《紙給報事業者用》 1 枚目



①給与支払報告書(総括表)《紙給報事業者用》1枚目 データ印字出力項目

ファイル名: a. 総括票. csv

図示	項番	項目名	図示	項番	項目名
3	3	RTXT 郵便番号	24_2	24	RTXT 総括指定番号
4	4	RTXT 宛先 7P1	24_3	24	RTXT 総括指定番号
5	5	RTXT 宛先 7P2	25	26	RTXT 名称 7P
6	6	RTXT 宛先 7P3	26	27	RTXT 名称 9P
7	7	RTXT 宛先 7P4	27	28	RTXT 総括郵便番号
8	8	RTXT 宛先 7P5	28	29	RTXT 所在地 7P1
9	9	RTXT 宛先 7P6	29	30	RTXT 所在地 7P2
10	10	RTXT 宛先 7P7	30	31	RTXT 所在地 9P1
11	11	RTXT 宛先 9P1	31	32	RTXT 所在地 9P2
12	12	RTXT 宛先 9P2	42_2	43	RTXT 特普区分
13	13	RTXT 宛先 9P3	CB	18	RTXT バーコード
14	14	RTXT 宛先 9P4			
15	15	RTXT 宛先 9P5			
16	16	RTXT 宛先 9P6			
17	17	RTXT 宛先 9P7			
24_1	24	RTXT 総括指定番号			

※24_3 編集して CODE39 を生成して出力

- ※43 「1」の場合「T」、「2」の場合「F」と印字
- ※18 RTXT バーコードからカスタマーバーコードを生成し印字

ファイル名: b. eLTAX 事業所データ. csv

紙給報事業者かどうかの判定には、ファイル「b. eLTAX 事業所データ. csv」を使用する

ファイル名: c. 手書き事業所データ. csv

手書給報提出事業者かどうかの判定には、ファイル「c. 手書き事業所データ. csv」を使用する

① 給与支払報告書(総括表)《紙給報事業者用》2枚目



①給与支払報告書(総括表)《紙給報事業者用》2枚目 データ印字出力項目

ファイル名: a. 総括票. csv

図示	項目名
25_2	RTXT 名称 7P
26_2	RTXT 名称 9P
24_2	RTXT 総括指定番号

提出期限について

○ 給与支払報告書の提出期限は令和6年1月31日(水)です。(地方税法第317条の6第1項) 事務処理の都合上、提出期限を過ぎたものについては、通常の納期(12回)の特別徴収税額決定通知書を送付 できない場合があります。

給与支払報告書(総括表)について

- 浜松市提出川以外の総括表を使川する場合は、「浜松市の指定番号」を記載してください。
- 名称や所在地が変更となった場合、【特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書】を提出してください。

給与支払報告書(個人別明細書)について

- 「<u>前職分</u>」の給与を合算している場合は、その「前職分」(2以上あった場合は、その明細)を給与支払 報告書(個人別明細書)の摘要欄に必ず記載してください。
- 海外勤務により、令和6年1月1日現在海外に居住していても、日本に住民登録がある場合には、原則個人 住民税が課税されます。
 - 「出向命令書」「辞令書」等の勤務場所・勤務期間が明記されている「事業者の正式文書」の写しを添付していただければ、課税対象外となる場合があります。
- 租税条約の該当者の場合、摘要欄への記載のみではなく、税務署に提出した最新の「租税条約に関する届出書」の写しを提出してください。(契約期間内に引き続き適用を受ける場合は、提出済届出書(写)の再提出は不要です。)

退職者等について

○ 給与支払報告書を特別徴収対象者として提出した方で、その後退職・休職等により特別徴収ができない事山が生じた場合は、【給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書】を提出してください。(令和6年4月16日必着)

この届出書が4月17日以降に提出された場合は、届出書の内容が5月の特別徴収税額決定通知書に反映されませんのでご了承ください。

上記【 】の届出書は浜松市ホームページにありますので印刷してご利用ください。

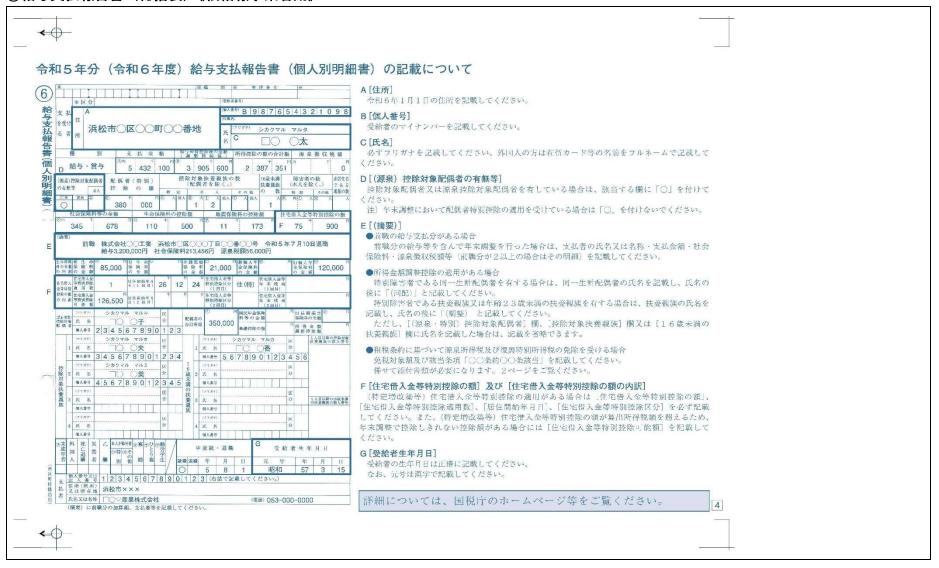
浜松市ホームページ ⇒ https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/



2

< (1)

- • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
令和6年度 給与支払報告書 (総括表) の記載について (あて先)浜松市提出用 (あて先)浜松市長 精定番号 01234 令和 6 年 1 月 20 日提出 総 5 年 1 月分から 12 月分まで 総 5 支 払 者 の 5 年 1 月分から 12 月分まで 総 5 支 払 者 の 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ・ 右詰で記載 フリガン シカクマルサンカクサンギョウ	② [始与支払者の法人番号又は個人番号] (個人事業主の方のマイナンバーを記載した給与支払報告書を提出される際は、法令に基づな人権協議(番分解認及が身元解認)のため、次の書類の提示(又は流行)が必要となります。 希兮類認申類・・・マイナンバーカード又はマイナンバーが記載された住民票の身元確認判所・・マイナンバーカード又はマイナンバーが記載された住民票の身元確認判所・・マイナンバーカード又は身分評明書等(逐転允許部、地康保険証券) (不明人の場合のみ (で理核の確認できる書類(変化状、秘格代理体限証書等) ② [登拾者総人員] 令和6年1月1日現在で事業所に存職している力の総人員を記蔵してくだらい。令和6年に起職する予定の「起職予定者」を含みます。他市区町村に住所がある方も含んだ事業所全体の総数です。 【法松市報告人員] ● [普温酸取対象者(退職者又は退職予定者)] ● 令和5年中に追取したがあり入数と合和で主の裁してください。 ・ 新分支払報告書(個人別明期書)の「起戦」の欄に、必ずしるし(*または○)を入れ、退職年月日又は退職予定年月日を記載してください。 ③ [香温酸取対象者(退職者等を除く)] 普通徴収の対象となる方のうち、②を除いた人数を記載してください。 ④ (香料) ※依市収集力 (最近者等を除く)] ・ 選出者の給与支払報告書(個人別明細書)の数と一致することを必ず確認してください。 ※依市に報告する対象者がいない場合は、理由を選択して給与支払報告書 (総括表)のみ提出してください。
_ ←	3





e L T A X による給与支払報告書提出のお勧め

e L T A X は地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、 自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。

- ○eLTAXで利用可能な手続き
 - ・電子申告 法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税(地方法人事業税)、法人市町村民税、 固定資産税(償却資産)、個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続)、事業所税など
 - ・電子申請 法人設立届出や異動届出等

申告手続きに関連した申請・届出手続き

- ・電子納税 申告手続きに関連した納付手続き
- ○給与支払報告書を e L T A X で提出すると… 複数の市区町村へ給与支払報告書を提出する場合でも、まとめて送信することができます。
- また、 e L T A X を利用して給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額決定・変更通知書の受取方法を選択する
- ことができます。選択内容に応じて特別徴収税額決定・変更通知書をデータで送信いたします。 (終与支払報告書の提出時期により、データ送信を行えない場合がございますので、提出期限内の提出
- (給与支払報告書の提出時期により、データ送信を行えない場合がございますので、提出期限内の提出をお願いいたします。)



eLTAXホームページ https://www.eltax.lta.go.jp/



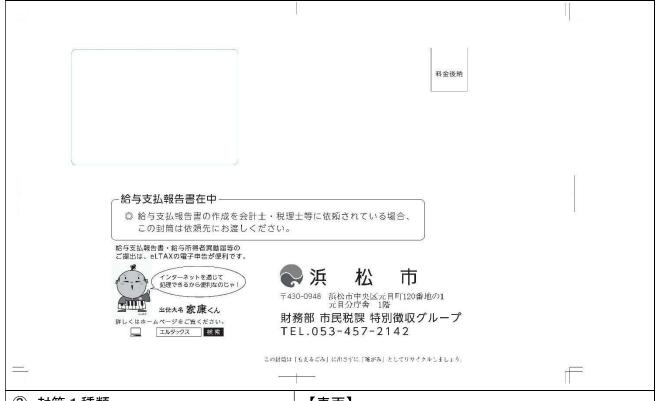
e L T A X よくあるご質問 https://eltax.custhelp.com/







②封筒(1種類)



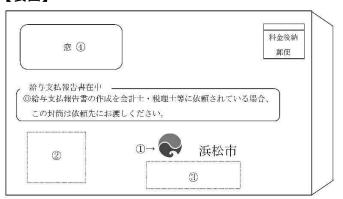
③ 封筒 1 種類

封筒レイアウト「①総括表紙給報」専用・ 料金後納郵便用封筒

①市章とロゴ書体等について 市章をアミ60%とアミ80%でロゴタイプをアミ100%とする(市章とロゴの バランス等及びロゴタイプは浜松市VIマ ニュアルによる)

②キャラクターデザインについて 浜松市マスコットキャラクター「出世大名 家康くん」デザインマニュアルによる

【表面】



④ 差出人 〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1

元目分庁舎 1階

財務部 市民税課 特別徴収グループ

TEL 053-457-2142

「この封筒は「もえるごみ」に出さずに「雑がみ」としてリサイクルしましょう。」を記載

⑤ 窓位置は必要な情報が見えるように調整

⑥ お知らせチラシA 表面/裏面 ※両面印刷 内容は令和5年時発送のもの

令和6年1月にご提出いただく

⑥給与支払報告書 (総括表) について ~

1 給与支払報告書(個人別明細書)の記載について

給与支払報告書(個人別明細書)を作成される際には、国税庁発行の「給 与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認のうえ、記 報誤り等にご注意いただきますようにお願いいたします。

2 給与支払報告書(個人別明細書)について

給与支払報告書(個人別明細書)を手書き用紙でご提出いただいた浜松市内の事業所様には、用紙を5又は10セット同封しています。お手数ですが、不足の場合は下記窓口にてお受取ください。また、郵送扱いを希望される場合は下記の中込フォームもしくはお電話をご利用ください。

□窓口での受取先

- ●浜松市元日分庁舎1階 市民税課
- ●東・西・南・浜北区役所の区民生活課
- ●北・天竜区役所の資産税課税務担当グループ

※令和6年1月1日以降、東・西・南・北区役所は「行政センター」となり、浜北区役所は 「浜名区役所」となります。

□郵送を希望される場合

●申込フォーム 回転信回



https://logoform.jp/form/Savd/121552

●電話の場合 市民税課特別徴収グループ 053-457-2142

3 各受付窓口別の受付方法に

提出書類の受付担当課は、市民税課特別徴収グループ(元目分庁舎1階)です。税務総務課(本庁舎3階)、北・天竜区役所の資産税課税務担当グループでも受付します。東・西・南・浜北区役所の区民生活課の窓口では、内容の見えないよう提出書類を封筒等に入れて提出していただきますと、お預かりして市民税課へ回送されます。

なお、お持ちいただいた受付押印用の控え文書に、本市の受付確認印が必要な場合は、市民税課、税務総務課(本庁舎3階)、北・天竜区役所の資産 税課税務担当グループ窓口へお越しください。

※令和6年1月1日以降、東・西・南・北区役所は「行政センター」となり、浜北区役 所は「浜名区役所」となります。

4 eLTAXによる給与支払報告書提出のお勧め

e LTAXを利用して給与支払報告書をご提出いただくと、事務の効率化が図られ大変便利です。

電子的提出の効果

- 給与支払報告書の印刷、封入作業の事務負担が軽減されます。
- ・市区町村ごとの仕分け作業が不要となります。
- ・封人誤りなどの「リスク」が軽減されます。
- ・給与支払報告書の郵送費や送付作業が削減されます。
- 給与支払報告書の控え等の資料保管場所が削減されます。

また、eLTAXを利用して「地方税共通納税システム」により電子納税できますので、この機会にcLTAXのご利用をご検討ください。

-- ノきりもり始かく

〒430-0948 中央区

静岡県浜松市中区元目町 120 番地の 1

浜松市元目分庁舎1階

財務部 市民税課 特別徴収グループ 行

〒430-0948 中央区 静岡県浜松市中区元日町 120 番地の 1 浜松市元日分庁舎 1階 財務部 市民税課 特別徴収グループ 電 話 053-457-2142 ※分和6年1月1日以降中区は中央区になります。

● 郵送による提出の際 ご利用ください。

④お知らせチラシB 表面/裏面 ※両面印刷 内容は未定

